

I P通信網サービス契約約款 別冊 ～2022年2月28日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年2月1日時点 2022年3月1日～
----------------------------------	--	-----------------------------------

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章～第3章 (略) 第4章 契約 第1節～第3節 (略) 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第44条～第53条 (略) (ダイヤルアップ接続)</p> <p>第54条 第6種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。</p> <p>第55条～第59条 (略) 第5節～第6節 (略) 第5章～第6章 (略) 第7章 通信</p> <p>第87条 (略) (料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第88条 <u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</u></p> <p>2～4 (略) 第8章 料金等 第1節 料金等の支払義務</p> <p>第89条～第91条 (略)</p> <p>第92条 第6種契約者は、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行った通信について、<u>当社が測定した接続通信時間(その第6種契約者以外の者が、その第6種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)</u>と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。</p> <p>第93条～第97条 (略) 第2節 (略) 第9章～第10章 (略)</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章～第3章 (略) 第4章 契約 第1節～第3節 (略) 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第44条～第53条 (略) (<u>特定</u>ダイヤルアップ接続)</p> <p>第54条 第6種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、<u>特定</u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。</p> <p>第55条～第59条 (略) 第5節～第6節 (略) 第5章～第6章 (略) 第7章 通信</p> <p>第87条 (略) (料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第88条 <u>削除</u></p> <p>2～4 (略) 第8章 料金等 第1節 料金等の支払義務</p> <p>第89条～第91条 (略)</p> <p>第92条 第6種契約者は、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行った通信(<u>その第6種契約者以外の者が、その第6種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信して接続した場合の通信を含みます。)</u>について、料金表第1表(料金)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</p> <p>第93条～第97条 (略) 第2節 (略) 第9章～第10章 (略)</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年2月1日時点

～2022年2月28日

2022年3月1日～

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容										
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー -2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	(略)	(略)	カテゴリー -2	<ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul>	(略)	(略)	備考	(略)
区 別	内 容										
(略)	(略)										
カテゴリー -2	<ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul>										
(略)	(略)										
備考	(略)										
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容								
区 別	内 容										

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容										
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー -2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li><u>特定</u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	(略)	(略)	カテゴリー -2	<ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li><u>特定</u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul>	(略)	(略)	備考	(略)
区 別	内 容										
(略)	(略)										
カテゴリー -2	<ul style="list-style-type: none"> <li>その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの</li> <li>光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの</li> <li><u>特定</u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</li> </ul>										
(略)	(略)										
備考	(略)										
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容								
区 別	内 容										

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年2月1日時点

～2022年2月28日

2022年3月1日～

タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ4	光アクセス回線(共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
(略)	(略)
備考	(略)

(イ) (略)

(ウ) I Pアドレスによる区別

A カテゴリー7のもの

区 別	内 容
(略)	(略)
動的ライ トタイプ	不特定のI Pアドレスを使用するものであって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの

B (略)

(エ)～(カ) (略)

イ～ウ (略)

タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、 <b>特定</b> ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、 <b>特定</b> ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ4	光アクセス回線(共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるとともに、 <b>特定</b> ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
(略)	(略)
備考	(略)

(イ) (略)

(ウ) I Pアドレスによる区別

A カテゴリー7のもの

区 別	内 容
(略)	(略)
動的ライ トタイプ	不特定のI Pアドレスを使用するものであって、 <b>特定</b> ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの

B (略)

(エ)～(カ) (略)

イ～ウ (略)

<b>I P通信網サービス契約約款 別冊</b> (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		<b>【現改比較表】 2022年2月1日時点</b>	
~2022年2月28日		2022年3月1日~	
(略)	(略)	(略)	(略)
4-2 (略)		4-2 (略)	
5~6 (略)		5~6 (略)	
第2~第3 (略)		第2~第3 (略)	
第2表~第3表 (略)		第2表~第3表 (略)	
料金表別表 (略)		料金表別表 (略)	